

障がいのある人もない人も互いに支えあい、共に生きるためには、市民ひとりひとりが、障がいを正しく理解することが大切です。
今回は、障がいの特性に合わせたコミュニケーションの方法や、障がいに関連する法律などをご紹介します。
詳しくは、社会福祉課（☎47-7298）へ。

誰もが暮らしやすいまちに

ここでは、「障害者虐待防止法」と「障害者差別解消法（平成28年4月施行）」の2つの法律のポイントなどを紹介します。
障がい者への虐待や差別をなくすためには、障がい者や養護者、そして地域みなさんがそれぞれの立場を理解しあい、助け合うことが大切です。

▶障害者虐待防止法 ～障がい者への虐待をなくそう～

この法律では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と広く虐待を禁止するとともに、虐待に気づいた人の通報義務も定めています。

どういったことが虐待になるの？

- 身体的虐待（殴る蹴る、体の自由を奪うなど）
- 心理的虐待（ののしりや無視など）
- 性的虐待（性的ないやがらせなど）
- 放棄・放任（介助をしないなど）
- 経済的虐待（年金、賃金、財産を取り上げるなど）

虐待に気づいたら通報を！

虐待に気づいた人には、通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待の防止につながります。

大垣市障害者虐待防止センター
☎73-0202、FAX81-5500

別解消法 ～壁のない平等な社会をつくろう～

1日から「障害者差別解消法」。この法律では、事業者や行政機関等が、障がいのある人にとっての合理的な配慮を求められます。

合理的な配慮とは

例えば、サービスを提供する際に、障がいのある人にとっての合理的な条件をつけたりすること

合理的な配慮とは

例えば、サービスを提供する際に、障がいのある人にとっての合理的な条件をつけたりすること

どういったことが差別になるの？



車いすでの入店を断る



読み上げを断る



筆談を断る



建物にスロープがなく入れない



習い事などで障がいを理由に入会を断る

サービス

「＊」印のサービスについては、原則、利用料の1割負担。※所得による負担上限あり

◎自宅での介護＊

ヘルパーが訪問し、自宅で入浴や食事などの介護を行います。

◎施設での介護（デイサービス）＊

日中、施設において入浴や食事などの介護を行うほか、創作活動などを行います。

◎施設入所＊

入所施設において、入浴や食事などの介護を行います。

◎訪問入浴サービス＊

家庭や施設で入浴することが困難な重度身体障がい者の自宅に移動入浴車が訪問し、週2回まで入浴の介助をします。

◎就労継続支援＊

一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設などの働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を行います。

◎就労移行支援＊

就労を希望する人に、一定期間施設へ通所し、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を行います。

◎機能・生活訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

◎車いすの貸出

歩行困難などにより、一時的に車いすが必要な人に、原則1か月を限度に、車いすをお貸しします。



◎手話通訳者などを派遣

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行います。

Let's ボランティア！

ここでは、障がい者の支援などを専門に活動するボランティア団体を紹介します。障がいを持つ人とのコミュニケーションの第一歩として、あなたも参加してみませんか？
詳しくは、大垣市社会福祉協議会（☎78-8181）へ。

大垣手話サークル

手話通訳活動、手話講習会への協力、手話の学習、聴覚障がい者との交流など



手話サークル 鳩の会

手話通訳活動、手話の学習、ろう者を交えた勉強会など

大垣点訳グループ 愛盲会

広報紙などの市の刊行物、図書の点訳、配布、視覚障がい者のサポートなど



音訳奉仕グループ つばくろ

広報紙の音訳（音声による広報）活動

点訳ネットたまいと

文書や書籍の点訳活動、福祉事業などへの参加

要約筆記サークル 水ふうせん

中途失聴や難聴の人を対象に、要約筆記をし、情報を提供

岐阜盲ろう者友の会 大垣支部

障がい者との交流会、通訳、介助、学習会など

車椅子レクダンス普及会

車椅子ダンスの普及活動や練習、大会などへの参加



ほっとハンズ

障がいを持つ子どもたちの一時預かり（月1回）



NPO法人アスペ・エルデの会 岐阜支部 にじの会

発達障がいの子どもの成人を対象とした学習会など

パソコン情報保障おおがき

中途失聴や難聴の人を対象にしたパソコン利用の情報保障、相談会など

